

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成28年6月9日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	水野智見
	委員	飯田雅広	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
説明のため出席した者	民生部長	橋本浩之	民生部兼 高齢介護課 部長	伊藤光彦
	保険医療課長	寺本章人		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事務局長	金山昭司
	書記	飯田和泉	主事	戸崎智信
付託事件	議案第35号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

本日の付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査につきましても打ち合わせを行っていきたいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

ご提出させていただいております補足資料に基づきまして、保険医療課長からご説明申し上げます。

○保険医療課長 寺本章人君

では、お配りさせていただきました議案35号に関する補足資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

今回の改正により、負担増すると推測される世帯数でございます。なお、このデータは28年度本算定の前でありますので、28年4月1日時点での加入者で試算しております。

まず、基礎課税額52万円から54万円の改正ですが、改正前の世帯数130世帯に対し、改正後は125世帯になります。歳入の増加見込み額は255万5,000円。次に、後期高齢者支援金でございます。これは17万円から19万円に改正するものでございますが、改正前世帯数が87世帯、改正後の世帯数が69世帯となります。歳入の増加見込み額は151万8,000円。介護納付金

のほうにつきましては、今回改正ございませんので、世帯数の増減はございません。歳入の増加見込み額は、基礎、後期高齢者支援金、合わせて407万3,000円程度と見ております。

次に、課税限度額改正による世帯収入及び世帯所得の推移でございます。

4人世帯、夫婦ともに40歳以上、子供2人、資産割課税なしの場合ですが、世帯収入が改正前課税限度額85万円ですが、その場合ですと世帯収入が約1,500万円。これが改正後になりますと、約1,645万円の収入のある方が限度額に達するという見込みでございます。

はねていただきまして裏面になりますが、次に、今回の改正により軽減されると推測される世帯数でございます。

改正前での世帯数でございますが、こちら7割軽減については、今回改正をされませんので、世帯数の増減はございません。まず先に、改正前での世帯数でございます。基礎課税額7割軽減が1,281世帯、5割軽減が598世帯、2割軽減が581世帯、合計で2,460世帯、軽減額が6,256万7,000円でございます。後期高齢者支援金7割軽減が1,281世帯、5割軽減が598世帯、2割軽減が581世帯、計2,460世帯、軽減額が1,538万9,000円。介護納付金です。こちらが、7割軽減が528世帯、5割軽減が262世帯、2割軽減が253世帯、計1,043世帯、軽減額が1,027万7,000円です。軽減額の合計が8,823万3,000円でございます。

次に、改正により影響を受けると推測される世帯数でございます。

基礎課税額、7割軽減1,281世帯、5割軽減が615世帯、2割軽減が597世帯、計2,493世帯、軽減額は6,324万円です。後期高齢者支援金でございます。7割軽減が1,281世帯、5割軽減が615世帯、2割軽減が597世帯、計2,493世帯、軽減額が1,555万3,000円。介護納付金でございます。こちらが、7割軽減が528世帯、5割軽減が272世帯、2割軽減が258世帯、計1,058世帯、軽減額が1,039万円でございます。軽減額の合計が8,918万3,000円。これによりまして、軽減額の増加は95万円と見込んでおります。

次に、3ページ目になります。

こちらは5割軽減、2割軽減の改正による世帯収入及び世帯所得の推移でございます。

まず、5割世帯の世帯収入の推移でございます。改正前、改正後を順次述べさせていただきます。

5割軽減、1人世帯の場合ですと、軽減判定所得が59万円、給与収入が約124万円。改正後が、軽減判定所得が59万5,000円、給与収入が約124万円。2人世帯でございます。軽減判定所得が85万円、給与収入が約150万円。改正後、軽減判定所得は86万円、給与収入が約151万円。3人世帯でございます。こちら軽減判定所得が改正前ですが111万円、給与収入が約184万円。改正後でございます。112万5,000円。給与収入が約186万円です。4人世帯でございます。改正前が、軽減判定所得が137万円、給与収入が約216万円。改正後でございます。軽減判定所得が139万円で、給与収入が約224万円。

次に、2割軽減世帯数の収入の推移でございます。こちらも改正前、改正後と順次述べさ

せていただきます。

2割軽減、1人世帯、改正前が軽減判定所得80万円、給与収入が約145万円。改正後が軽減判定所得81万円で、給与収入が約146万円。2人世帯でございます。軽減判定所得が127万円、給与収入は約207万円。改正後でございます。軽減判定所得が129万円、給与収入が約215万円。3人世帯でございます。軽減判定所得が174万円、給与収入が約274万円。改正後の軽減判定所得でございますが177万円、給与収入が約278万円。4人世帯、改正前が軽減判定所得221万円、給与収入が約314万円。改正後でございますが、軽減判定所得が225万円、給与収入が約347万円のように変わっております。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

この国民健康保険税の限度額のほうなんですけれども、昨年27年度も引き上げしています。また、今年度28年度も引き上げということになっておりますが、今後どうなっていくのか、地方税のほうですが、わかりましたらちょっと教えていただきたいんですが。

○保険医療課長 寺本章人君

ただいまの質問に対してですが、今後の話でございますが、今のところ国のほうからお示しは出ておりませんが、課税限度額の見直しというところでございまして、超過世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課限度額を引き上げていくという方針は出ております。ですので、今のところ国のほうが今回の変更によりまして、27年度の超過世帯2.38%から28年度2.18%になるところから考えますと、時期はわかりませんが、引き上げられる可能性はあると思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。毎年、どんどん引き上げが図られるような感じがします。

あと1つ、もう1点なんです。この課税限度額の改正によって、今、補足資料の説明がありました。この資料だと、難しいと思いますが、資産割なしですね、あくまでも所得のみの。資産割が、固定資産税払って所得が余りなくても、限度額いっぱいになる人はいますよね。その辺ちょっと確認です。

○保険医療課長 寺本章人君

全ての世帯を見たわけではございませんので、今きちんとした話というところはないんですが、可能性としてはあります。ただ、収入がゼロでということはないとは思っておりますが、資産割だけで限度額に達するというのは、資産割が高ければ当然限度額に達する可能性

はあると思っております。

以上です。

○委員長 松本正美君

いいですか。

○委員 板倉浩幸君

はい。

○委員長 松本正美君

そのほかございますでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

蟹江町国民健康保険税条例一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

1点目として、国の財政支援策として財政安定化基金の創設が27年度より実施されました。約1,007億円の財政支援ですが、その一方、27年度に続き28年度も国民健康保険税の課税限度額の引き上げの改正です。自治体による独自の負担の拡充を図ることもありますが、国による国庫負担の拡充をするべきだと考えます。

2点目として、そもそも国民健康保険の加入者は、個人事業主、自営業者が加入の対象であります。景気がなかなかよくなる中、所得も上がらないのが現状です。所得割が余りかからなくても資産割がかかってきて、課税限度額になってしまう方もいます。そのような加入者にとっては大変負担でもあります。

また、国民健康保険税の減額については反対ではありませんが、低所得者支援のためには判定基準をもっと引き上げる必要があると考えます。

よって、この条例の一部改正については反対をいたします。

○委員長 松本正美君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

今回提案されている蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金の課税限度額を改正し、負担限度額の改正をするものです。また、負担軽減策として5割軽減と2割軽減の軽減判定基準額を拡大する、負担軽減に配慮した内容であります。法令改正に的確に対応し、国民健康保険税の負担軽減を主に実施される内容であり、妥当と考えますので、本案に賛成いたします。

○委員長 松本正美君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決をいたします。

議案第35号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任をお願いします。

これで、総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松 本 正 美